

京都市告示第705号

平成26年3月31日京都市告示第573号の一部を次のように改めます。

令和6年3月29日

京都市長 松井 孝治

柱書き中「第19条の6」を「第19条の7」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)